



2022年11月8日

各 位

会社名 株式会社 情報企画
代表者名 代表取締役社長 松岡 勇佑
(コード：3712 スタンダード市場)
問合せ先 取 締 役 中谷 利仁
(TEL. 06-6265-8530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は2022年11月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月22日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の事由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月22日(木曜日)
定款変更の効力発生日	2022年12月22日(木曜日)

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、第 29 期定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であったものを含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p>2 本条の規定は、<u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>